

京都市訓令甲第 14 号  
事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

京都市長 門 川 大 作

別表第1第1類の款保健福祉局障害保健福祉推進室の項中「こころの健康増進センター」の右に「，児童福祉センター（発達障害者支援センターに限る。）」を加える。

別表第1第1類の款子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部の項中「児童福祉センター」の右に「（発達障害者支援センターを除く。）」を加える。

別表第1第2類の款環境政策局適正処理施設部の項中「，魚アラリサイクルセンター」を削る。

別表第2課長（衛生環境研究所の課長を除く。），室の庶務を担当する課長（市税事務所市民税室法人税務課長を含む。），市税事務所支所センター長，動物園生き物・学び・研究センター長及び部長の項中第9号を第10号とし，第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ，第4号の次に次の1号を加える。

(5) 所属職員の市内出張に係る旅費の支出決定に関する事。

別表第2担当課長及び室に置く課長の項中第7号を第8号とし，第6号を第7号とし，第5号を第6号とし，第4号の次に次の1号を加える。

(5) 補佐職員の市内出張に係る旅費の支出決定に関する事。

別表第2美術館事務局長の項を次のように改める。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 1件50,000円以下の収入決定に関する事。</li><li>(2) 使用料，手数料その他諸収入の減免に関する事。</li><li>(3) 1件500,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。</li><li>(4) 1件1,000,000円以下の建物，設備及び構内地の小規模な修繕の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。</li><li>(5) 京都市美術館条例(次号から第10号までにおいて「条例」という。)第4条の規定による利用の制限に関する事。</li></ol> |
|--|

美術館事務局  
長

- (6) 条例第6条の規定による美術館の使用許可並びに条例第13条の規定による使用許可の取消し及び使用の停止に関する事。
- (7) 条例第10条第1項の規定による特別の設備の設置許可に関する事。
- (8) 条例第10条第2項の規定による必要な設備の設置命令及び措置命令に関する事。
- (9) 条例第12条の規定による原状回復に係る検査に関する事。
- (10) 条例第14条の規定による報告の要求及び検査に関する事。
- (11) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関する事。
- (12) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等に関する事。
- (13) 京都市美術館条例施行規則第3条第1項の規定による優待券の交付及び同条第2項の規定による招待券の交付に関する事。
- (14) 美術館において所蔵する物品の貸出しに関する事。
- (15) 美術品の借入れに関する事。
- (16) 寄付受納物品のうち美術工芸品の評価に関する事。
- (17) 軽易な集会、行事、催物その他これらに類するものの開催の決定に関する事。
- (18) 申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関する事。
- (19) 軽易な刊行物の発行に関する事。
- (20) 定例的な後援名義及び協賛名義の使用許可に関する事。

別表第3保健所長の項第3号中「組織・人事担当局長」を「人事担当局長」に改める。

別表第3保健センター次長の項に次の1号を加える。

- (2) 前号に掲げる専決事項のほか、所管業務に係る事項で、許可、認可、承認等、これらの取消しの処分、指導、勧告、命令その他法令、条例等による権限の行使に関する事。

別表第3担当課長の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 補佐職員の市内出張に係る旅費の支出決定に関すること。

別表第3担当課長(保健センターに置く担当課長を除く。)の項の次に次の1項を加える。

|                |  |
|----------------|--|
| 障害保健福祉<br>推進室長 | (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律による公費負担医療に係る経費の支出決定に関すること。 |
|----------------|--|

別表第4第二児童福祉センター長並びに課長(第二児童福祉センターに置く課長を除く。), 発達障害者支援センター長及び第二児童相談所長の項中第9号を第10号とし, 第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ, 第4号の次に次の1号を加える。

(5) 所属職員の市内出張に係る旅費の支出決定に関すること。

別表第4担当課長(第二児童福祉センターに置く課長を含む。)の項中第7号を第8号とし, 第6号を第7号とし, 第5号を第6号とし, 第4号の次に次の1号を加える。

(5) 補佐職員の市内出張に係る旅費の支出決定に関すること。

別表第5事業所の長(東京事務所長及び元離宮二条城事務所長を除く。)の項中「及び元離宮二条城事務所長」を「, 元離宮二条城事務所長及び桃陽病院長」に改め, 同項第8号中「, 桃陽病院長」を削る。

別表第5課長(元離宮二条城事務所総務課長を除く。)及び元離宮二条城事務所副所長の項中第7号を第8号とし, 第6号を第7号とし, 第5号を第6号とし, 第4号の次に次の1号を加える。

(5) 所属職員の市内出張に係る旅費の支出決定に関すること。

別表第5担当課長の項中第7号を第8号とし, 第6号を第7号とし, 第5号を第6号とし, 第4号の次に次の1号を加える。

(5) 補佐職員の市内出張に係る旅費の支出決定に関すること。

別表第5桃陽病院長の項の次に次の2項を加える。

|         |  |
|---------|--|
| 桃陽病院副院長 | (1) 所属職員の休暇, 欠勤等の承認等に関すること。                                  |
|         | (2) 所属職員の出張及び復命に関すること。                                       |
|         | (3) 所属職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし, 職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。 |
|         | (4) 所属職員の時間外勤務命令に関すること。                                      |
|         | (5) 所属職員の日直及び宿直に関すること。                                       |
|         | (1) 補佐職員の休暇, 欠勤等の承認等に関すること。                                  |

桃陽病院事務  
長

- (2) 補佐職員の出張及び復命に関する事。
- (3) 補佐職員の日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。
- (4) 補佐職員の日間外勤務命令に関する事。
- (5) 補佐職員の日直及び宿直に関する事。
- (6) ホームページの作成に関する事。
- (7) 軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関する事。
- (8) 証明に関する事。
- (9) 軽易な公告の決定に関する事。
- (10) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関する事。
- (11) 使用料、手数料その他諸収入の徴収に関する事。
- (12) 1件100,000円以下の支出決定に関する事。
- (13) 旅費の支出決定に関する事。
- (14) 水道、ガス、電気及び電話の料金、清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関する事。
- (15) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関する事。
- (16) 自動車重量税の支出決定に関する事。
- (17) 1件400,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。
- (18) 単価契約済みの物品等の調達契約に関する事。
- (19) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可又は1件賃料月額10,000円以下の普通財産の貸付けで、電柱、水道管、ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るものに関する事。
- (20) 売却の見込みのない不用物品(備品を除く。)の廃棄処分に関する事。

別表第5 福祉事務所健康福祉部生活福祉課担当課長 (保健福祉局生活福祉部生活福祉課

の課長及び担当課長をもって充てる担当課長を除く。)の項及び福祉事務所子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長の項を次のように改める。

|  |  |
|--|--|
| 福祉事務所健康福祉部生活福祉課担当課長(保健福祉局生活福祉部生活福祉課の課長及び担当課長をもって充てる担当課長を除く。) | (1) 担当世帯に係る生活保護法による保護の変更に関する事。<br>(2) 担当世帯に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の変更に関する事。 |
|--|--|

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)